

令和5年4月23日執行辰野町議会議員一般選挙 当選の効力に関する異議申出及び審査申立て 経過

日付（令和5年）	内 容
4月23日	辰野町議会議員一般選挙 執行 選挙会にて当選人14名を決定 選挙結果（抜粋） 本多 慶司 323.155 票（得票順 13 位） 樋口 博美 283 票（得票順 15 位（次点））
4月26日	選挙人から、辰野町選挙管理委員会へ当選人本多慶司氏の当選の効力に関する異議 申出書が提出される。 申出の趣旨 「当選者の本多慶司氏の辰野町大字横川地内で3ヶ月以内の居住実績が不明」
7月11日	辰野町選挙管理委員会は、異議申出に対し「本件異議申出を棄却し、本件選挙にお ける本多慶司の当選は有効である。」との決定を行う。
7月24日	立候補者から、長野県選挙管理委員会へ当選人本多慶司氏の当選の効力に関する審 査申立書が提出される。 申立の趣旨 「辰野町選挙管理委員会が令和5年7月11日付けで行った異議の申出を棄却す る決定の取消し及び当選人本多慶司氏の当選を無効とする裁決を求める」
10月26日	長野県選挙管理委員会は、審査申立てに対し「本件選挙における当選の効力に関す る異議の申出に対し、辰野町選挙管理委員会が令和5年7月11日付けで行った棄 却の決定を取り消す。本件選挙における当選人本多慶司の当選は、これを無効とす る。」との裁決を行う。
10月30日	裁決が長野県報にて告示される。 （「裁決に不服がある者は、告示の日から30日以内に高等裁判所に訴訟を提起する ことができる。」と規定されています。）
11月29日	訴訟提起期間の終了。
12月 6日	長野県選挙管理委員会から、辰野町選挙管理委員会へ訴訟提起期間内に訴訟が提起 されなかった旨が通知される。
12月13日	選挙会を開催し、樋口博美氏を当選人として更正決定。 同氏に当選証書を付与。